

# 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、熊野町の区域内に居住する者、熊野町において事業活動を行う者、熊野町の区域をその地区とする商工会その他の熊野町に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、熊野町に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

令和2年8月31日

熊野町長 三 村 裕 史

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

### (1) 名称

(仮称) 熊野モール

### (2) 所在地

安芸郡熊野町出来庭二丁目1652番1ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目2 6番7号
株式会社タイム	代表取締役 吉原 重治	岡山県岡山市北区下中野465 番地の4

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社ハローズ	代表取締役 佐藤 利行	広島県福山市南蔵王町六丁目2 6番7号
株式会社タイム	代表取締役 吉原 重治	岡山県岡山市北区下中野465 番地の4
他未定	—	—

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年4月12日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,833平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A棟・D棟・E棟北側	203台
B棟・C棟北側	114台
合 計	317台
届出台数	303台(来客用)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
A棟北側	32台
B棟北西側	10台
C棟北東側	11台
D棟北側	14台
合 計	67台
届出台数	60台(来客用)

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
A棟南側	17平方メートル
A棟北側	14平方メートル
B棟東側	56平方メートル
C棟東側	14平方メートル
D棟西側	20平方メートル
E棟南側	6平方メートル
合 計	127平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 積
A 棟南西側	2 1 立方メートル
B 棟東側	1 2 立方メートル
C 棟東側	4 立方メートル
D 棟西側	4 立方メートル
E 棟南側	3 立方メートル
合 計	4 4 立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻	備 考
株式会社タイム	7 : 0 0	2 2 : 0 0	
その他	0 : 0 0	2 4 : 0 0	2 4 時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 (2 4 時間)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
No. 1	6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
No. 2	2 2 : 0 0 ~ 9 : 0 0
No. 3	6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0
No. 4	0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (2 4 時間)
No. 5	0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (2 4 時間)
No. 6	0 : 0 0 ~ 2 4 : 0 0 (2 4 時間)

8 届出年月日

令和 2 年 8 月 1 1 日

9 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 2 年 8 月 3 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日及び令和 2 年 1 2 月 2 9 日から令和 3 年 1 月 3 日までは除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(3) 縦覧場所

熊野町総務部産業観光課 安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号

## 1 0 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、熊野町に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## 1 1 意見書の提出期限及び提出先

### (1) 提出期限

令和2年12月28日

### (2) 提出先

熊野町総務部産業観光課